

京都市告示第111号

京都市駐車場条例第21条の2の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市山科駅前駐車場の管理を次のとおり委託します。

平成16年 4月1日

京都市長 榎本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
京都シティ開発株式会社	京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10	<ol style="list-style-type: none">1 駐車場を設置目的に従って利用に供すること。2 駐車場の施設及び付属設備並びに物品の維持管理に関すること。3 受託者が委託された業務を執行するために必要とする物品の調達に関すること。4 駐車場の利用状況の調査及び利用促進に関すること。

(建設局都市整備部拠点整備課)